

香川県立病院等事務決裁規程をここに公布する。

平成19年4月1日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

## 香川県病院局管理規程第7号

香川県立病院等事務決裁規程

(趣旨)

第1条 この規程は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務で県立病院等において処理するものの決裁の区分及び手続に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者又はその補助職員が管理者又は院長等の権限に属する事務について最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 管理者の補助職員が、常時、管理者又は院長等に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 管理者の補助職員が、一時、院長等に代わって決裁することをいう。
- (4) 県立病院等 各県立病院、がん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所をいう。
- (5) 院長等 県立病院等の長をいう。
- (6) 事務局長等 県立病院の事務局長、薬剤部長及び看護部長をいう。

(委任)

第3条 別表第2の事項の欄に掲げる事項であって、同表の院長等委任の欄に○印をもって示すもの（以下「院長等委任事項」という。）に係る権限は、院長等に委任する。この場合において、同表の決裁区分の欄の院長等の欄に○印をもって示すものについては、院長等が決裁するものとする。

(専決)

第4条 院長等は、別表第2の事項の欄に掲げる事項（院長等委任事項を除く。）であって、同表の決裁区分の欄の院長等の欄に○印をもって示すもの（以下「院長等専決事項」という。）を専決することができる。

2 事務局長等は、別表第2の事項の欄に掲げる事項であって、同表の決裁区分の欄の事務局長等の欄に○印をもって示すもの（以下「事務局長

等専決事項」という。)を専決することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、事務局長等は、院長等の決裁することのできる事項のうち院長等があらかじめ指定したものを専決することができる。
- 4 院長等は、前項の規定により事務局長等が専決することができる事項を指定したときは、速やかにその旨を管理者に報告しなければならない。その指定を変更し、又は取り消したときも、同様とする。

(専決の留保等)

第5条 院長等にあつては院長等専決事項で、事務局長等にあつては事務局長等専決事項であっても、次の各号のいずれかに該当するものについては、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 処理についてあらかじめ上司の指示を受けていたもの
- (2) 取扱い上異例に属するもの
- (3) 疑義のあるもの
- (4) 紛争又は紛争を生ずるおそれがあるもの
- (5) 重要な先例になると認められるもの
- (6) その他内容が重要であり、上司の指示を受ける必要があると認められるもの

- 2 院長等は、院長等委任事項であっても、前項の規定の例により上司の指示を受けなければならない。

(代決)

第6条 院長等が不在のときは、別表第1の代決者の欄に掲げる職にある者が院長等の決裁することのできる事項を代決することができる。

(事務局長等専決事項等の取扱いの特例)

第7条 事務局長等が不在のときは、その上司が、事務局長等の決裁することのできる事項を決裁することができる。

(報告等)

第8条 院長等又は事務局長等は、決裁した事項のうち上司において了知しておく必要があると認められるものについては、速やかに上司に報告しなければならない。

- 2 代決した者は、代決した事項のうち重要と認められるものについては、速やかに院長等の後関に付さなければならない。

(類推による専決)

第9条 法令の制定等により新たに管理者の権限に属した事務その他の事務でこの規程に定めのないものに係る事項については、院長等又は事務局長等は、この規程の定めを類推して専決することができる。

(決裁権者の責任)

第10条 この規程によって決裁の権限を付与された者は、その権限の行使又は不行使によって生じた結果に対し責任を負うものとする。

(決裁区分等の特例)

第11条 臨時又は特別の事務でこの規程に定める決裁の区分及び手続により処理することが適当でないものについては、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条、第6条関係)

県立病院等	代 決 者	
	第 1 順 位	第 2 順 位
香川県立中央病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する副院長、 その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、服務関係事務については庶務課長）
香川県立丸亀病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する医師である職員、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、服務関係事務については庶務課長）
香川県立白鳥病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する主任部長、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、服務関係事務については庶務課長）
香川県立白鳥病院 附属津田診療所	診療業務以外の事務については、事務局長	
香川県立がん検診センター	診療業務についてはあらかじめ所長が指定する主任部長、その他の事務については事務局長	服務関係事務については、事務局次長

別表第2（第3条、第4条関係）

関係事務	事 項	院長等 委任	決裁区分	
			院長等	事務局 長等
1 一般関係事務	(1) 軽易な陳情等を処理すること。	○	○	
	(2) 帳票を作成し、又は改めること。			
	ア イ以外のもの	○	○	
	イ 軽易なもの	○		○
	(3) 文書の庁外持出しを認めること。			
	ア イ以外のもの	○	○	
	イ 軽易なもの	○		○
	(4) 行政文書の公開請求に対する決定をすること。	○	○	
	(5) 行政文書の公開請求に対する決定期間を延長すること。	○	○	
	(6) 行政文書の公開に係る手数料の減免を決定すること。	○	○	
	(7) 個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定をすること。	○	○	
	(8) 個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定期間を延長すること。	○	○	
	(9) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理をすること。	○	○	
	(10) 事業者と本人との間に生じた苦情の処理のあっせん等を行うこと。	○	○	
	(11) 庁舎敷地内における駐車を認めること。	○	○	
	(12) 庁舎又はその内部の室への立入りを禁止すること。	○	○	
(13) 庁舎内の会議室の使用を認めること。	○	○		
(14) 庁舎内における文書、図書等の頒布若しくは掲示又は物品の販売等を許可すること。	○	○		
(15) 庁舎の防火管理者及び火元責任者を定めること。	○	○		
(16) 法令の規定に基づく検査、監督又は監視等を行う職員を指名すること。	○	○		

	(17) 所管に係る職員住宅への入居を許可すること。	○	○	
	(18) 所掌事務に係る広報を実施し、又は刊行物を発行すること。	○	○	
	(19) 所掌事務に係る証明並びに台帳等の謄本及び抄本の交付をすること。	○	○	
	(20) 整備管理者及び安全運転管理者の選任及び解任の届出をすること。		○	
	(21) 道路交通法に規定する以外の安全運転管理者を選任及び解任すること。		○	
	(22) 二輪自動車の届出及び原動機付自転車の申告をすること。		○	
	備考			
	1 白鳥病院附属津田診療所長には、(1)から(3)まで及び(10)から(19)までの事項のみを委任する。			
	2 白鳥病院附属津田診療所に係る(4)から(9)までの事項については、白鳥病院長に委任する。			
2 服務関係事務	(1) 内部組織の分掌事務及び所属の職員の事務分掌を定めること。		○	
	(2) 院長等の県内旅行及び所属の職員の内国旅行を命じ、及びその復命を受けること。		○	
	(3) 院長等及び所属の職員の休暇（病気休暇（公務又は通勤による負傷又は疾病に係るものに限る。）及び介護休暇を除く。）及び部分休業の承認等をすること。		○	
	(4) 白鳥病院附属津田診療所長及び所属の職員の職務に専念する義務を免除すること（香川県病院局事務決裁規程（平成19年香川県病院局訓令第4号）別表第1の4の項第9号及び第10号に掲げるものを除く。）。		○	
	(5) 院長等及び所属の職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務又は宿日直勤務を命ずること。		○	
	(6) 院長等及び所属の職員に対し、深夜勤務又は時間外勤務の制限が公務の正常な運営を妨げるかどうか等について通知すること。		○	
	(7) 院長等及び所属の職員の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。		○	
	(8) 院長等及び所属の職員の代休日を指定すること。		○	
	(9) 院長等及び所属の職員の通勤手当の額を決定し、及びこれの確認をすること（特別急行列車等利用実績票及び高速艇利用実績票に係るものに限る。）。		○	

	備考 (2)から(9)までの事項については、白鳥病院附属津田診療所長は、所属の職員に係るもののみを専決し、白鳥病院附属津田診療所長に係るものは、白鳥病院長が専決するものとする。		
3 放置自動車の処理に関する条例関係事務(院長等が管理する土地の区域内の放置自動車に係る事務に限る。)	(1) 当該職員に、放置自動車に警告書をはり付けさせ、又は放置自動車について調査をさせること。		○
	(2) 放置自動車を移動し、及び保管し、又はその旨を通知し、若しくは通知すべき内容を公示すること。		○
	(3) 放置自動車の所有者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。		○
	(4) 勧告に係る措置をとらなかった者に対し、その措置をとるべきことを命ずること。		○
	(5) 放置自動車を処分すること。		○